

平成 24 年 9 月 18 日

各 位

会 社 名 株式会社 M I C メ デ ィ カ ル
代 表 者 名 代表取締役社長 田村 茂
(コード番号：2166)
問 合 せ 先 常務取締役 若狭 博義
執行役員管理部長
(TEL. 03-3818-8575)

定款の一部変更、全部取得条項付普通株式の取得及び役員を選任に関する承認決議
並びに全部取得条項付普通株式の取得に係る基準日設定に関するお知らせ

当社は、平成24年8月24日付け当社プレスリリース「定款一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ」（以下「当社プレスリリース」といいます。）等においてお知らせいたしましたとおり、本日、臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）及び普通株主様による種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）を招集し、種類株式発行等に係る定款の一部変更、全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）に係る定款の一部変更及び当該変更によって全部取得条項が付された当社普通株式（以下「全部取得条項付普通株式」といいます。）の取得、並びに取締役3名の選任について本臨時株主総会に付議し、また、全部取得条項に係る定款の一部変更について本種類株主総会に付議いたしましたところ、下記のとおり、いずれも原案どおり承認可決されましたので、お知らせいたします。

この結果、当社普通株式は、株式会社大阪証券取引所の開設する市場である J A S D A Q（スタンダード）（以下「大証 J A S D A Q 市場」といいます。）の定める上場廃止基準に該当することとなり、平成24年9月18日から平成24年10月18日までの間、整理銘柄に指定された後、平成24年10月19日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式を大証 J A S D A Q 市場において取引することはできません。

また、当社は、本日開催の取締役会において、全部取得条項付普通株式の取得について、平成24年10月23日を基準日（以下「基準日」といいます。）と定め、同日の最終の当社株主名簿に記録された株主様をもって、当該株主様が保有する全部取得条項付普通株式の全て（但し、当社の保有に係る自己株式を除きます。以下同じとします。）を、平成24年10月24日を取得日として当社が取得し、当該取得と引換えに、全部取得条項付普通株式1株につき、当社A種種類株式を495分の1株の割合をもって交付する株主様として定めることを決議いたしましたので、併せてお知らせいたします。

記

I. 当社定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に係る議案の内容

当社は、当社プレスリリースにおいてお知らせいたしましたとおり、以下の①から③の手続

による当社定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の全部取得（以下「本完全子会社化手続」と総称します。）について必要なご承認をいただくため、本日、本臨時株主総会及び本種類株主総会を開催いたしました。

- ① 当社の定款の一部を変更し、A種種類株式を発行する旨の定めを新設し、当社を種類株式発行会社（会社法第2条第13号に定義するものをいいます。）といたします。
- ② 上記①の手続による変更後の当社の定款の一部をさらに変更して、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付す旨の定めを新設いたします。なお、全部取得条項付普通株式の内容として、当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全てを取得する場合においては、全部取得条項付普通株式1株と引換えに、A種種類株式を495分の1株の割合をもって交付する旨の定めを設けるものといたします。
- ③ 会社法第171条第1項並びに上記①及び②の各手続による変更後の定款に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が全部取得条項付普通株式の全てを取得し、当該取得の対価として、当社を除く全部取得条項付普通株式に係る株主（以下「全部取得条項付普通株主」といいます。）の皆様に対して、その保有する全部取得条項付普通株式1株と引換えにA種種類株式を495分の1株の割合をもって交付いたします。なお、エムスリー株式会社（以下「エムスリー」といいます。）以外の全部取得条項付普通株主の皆様に対して取得対価として交付されるA種種類株式の数は、1株未満の端数となる予定です。

II. 当社の定款一部変更（本完全子会社化手続のうち①及び②）の承認決議

（1）承認可決された事項の内容

本完全子会社化手続のうち①及びこれに伴う所要の定款変更は、本臨時株主総会における第1号議案として付議され、承認可決されました。また、本完全子会社化手続のうち②は本臨時株主総会における第2号議案及び本種類株主総会における議案として付議され、いずれも承認可決されました。本臨時株主総会第1号議案に係る定款変更の内容及び本臨時株主総会第2号議案及び本種類株主総会における議案に係る定款変更の内容は、当社プレスリリースに記載のとおりです。

（2）定款変更の効力発生

本完全子会社化手続のうち①及びこれに伴う所要の定款変更の効力は、本臨時株主総会の承認可決をもって本日発生しております。また、本完全子会社化手続のうち②の効力は、本臨時株主総会及び本種類株主総会における承認可決により、平成24年10月24日に発生いたします。

III. 全部取得条項付普通株式の取得（本完全子会社化手続のうち③）の承認決議

（1）承認可決された事項の内容

全部取得条項付普通株式の取得は、その他の必要事項の決定を取締役にご一任いただくことを含めて本臨時株主総会における第3号議案として付議され、承認可決されました。

当該議案の内容は、当社プレスリリースに記載のとおりです。

（2）全部取得条項付普通株式の取得の効力発生

全部取得条項付普通株式の取得の効力は、本臨時株主総会及び本種類株主総会における承認

可決により、本完全子会社化手続のうち②の効力発生を条件として、平成24年10月24日に発生いたします。

(3) 全部取得条項付普通株式の取得の実施に関する手続

全部取得条項付普通株式の取得の効力が発生した場合、当社は、全部取得条項付普通株主の皆様から全部取得条項付普通株式の全てを取得し、当該取得の対価として、全部取得条項付普通株主の皆様に対して、その保有する全部取得条項付普通株式1株と引換えにA種種類株式を495分の1株の割合をもって交付いたしますので、エムスリーを除く全部取得条項付普通株主の皆様へ交付するA種種類株式の数が1株未満の端数となる予定です。

このように交付されるA種種類株式の数が1株未満の端数となる全部取得条項付普通株主の皆様に対しましては、A種種類株式の交付の結果生じる1株未満の端数の合計数（会社法第234条第1項の規定により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数のA種種類株式を、会社法第234条の規定に従って売却し、その売却により得られた代金をその端数に応じて全部取得条項付普通株主の皆様へ交付いたします。

当社では、全部取得条項付普通株式の取得の効力が発生した場合に、全部取得条項付普通株主の皆様へ交付することとなる1株未満の端数の合計数（会社法第234条第1項の規定により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数のA種種類株式については、会社法第234条第2項の規定に基づく裁判所の許可を得た上で、エムスリーに売却することを予定しております。この場合のA種種類株式の売却価格につきましては、各株主の皆様が従前保有していた当社普通株式の数に181,412円（エムスリーが当社普通株式及び新株予約権を対象とする公開買付けを行った際における当社普通株式1株あたりの公開買付け価格）を乗じた金額に相当する金銭が、各全部取得条項付普通株主の皆様に対して交付されるような価格に設定することを予定しております。但し、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合などにおいては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあり得ます。

IV. 取締役3名選任の承認決議

取締役3名選任の件は、本臨時株主総会における第4号議案として付議され、承認可決されました。選任された取締役は以下のとおりです。

選任された取締役の氏名及び現職

氏名	現職
谷村 格	エムスリー株式会社 代表取締役 M3 USA Corporation 取締役 エムスリーキャリア株式会社 取締役 リノ・メディカル株式会社 取締役 Doctors.net.uk Ltd. 取締役 株式会社メディカル・パイロット 取締役

	株式会社フジ・シー・アール・エス 取締役
吉田 裕彦	エムスリー株式会社 取締役 メビックス株式会社 代表取締役 株式会社メディカル・パイロット 取締役 株式会社フジ・シー・アール・エス 取締役
樋屋 英二	日本メディカルネットコミュニケーションズ株式会社 取締役 株式会社メディカル・パイロット 取締役 エムスリー株式会社 執行役員

V. 上場廃止の予定について

上記承認可決の結果、当社普通株式は、大証 J A S D A Q 市場の上場廃止基準に該当することとなりますので、本日から平成24年10月18日まで整理銘柄に指定された後、平成24年10月19日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式を大証 J A S D A Q 市場において取引することはできません。

VI. 本完全子会社化手続に関する日程の概要（予定）

本完全子会社化手続に関する日程の概要（予定）は以下のとおりです。

種類株式発行等に係る定款一部変更（本完全子会社化手続のうち①）の効力発生日	平成24年9月18日（火）
当社普通株式の大証における整理銘柄への指定	平成24年9月18日（火）
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付に係る基準日 設定公告	平成24年9月19日（水）
全部取得条項に係る定款一部変更（本完全子会社化手続のうち②）の公告	平成24年9月19日（水）
当社普通株式の大証 J A S D A Q 市場における売買最終日	平成24年10月18日（木）
当社普通株式の大証 J A S D A Q 市場における上場廃止日	平成24年10月19日（金）
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付に係る基準日	平成24年10月23日（火）
全部取得条項に係る定款一部変更（本完全子会社化手続のうち②）の効力発生日	平成24年10月24日（水）
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付（本完全子会社化手続のうち③）の効力発生日	平成24年10月24日（水）

以上